

○多治見市水道事業給水条例施行規程

平成3年2月8日水道部管理規程第3号

改正

平成9年9月26日水管規程第8号
平成10年3月9日水管規程第2号
平成11年3月8日水管規程第15号
平成11年11月5日水管規程第17号
平成12年3月31日水管規程第6号
平成12年10月4日水管規程第12号
平成14年3月8日水管規程第15号
平成14年12月18日水管規程第13号
平成16年1月5日水管規程第17号
平成16年10月1日水管規程第10号
平成16年12月21日水管規程第15号
平成17年1月5日水管規程第19号
平成17年11月22日水管規程第12号
平成19年3月30日水管規程第7号
平成21年9月25日水管規程第3号
平成22年12月13日水管規程第5号
平成23年9月9日水管規程第4号
平成27年6月18日水管規程第8号
平成30年2月2日水管規程第1号
平成30年2月5日水管規程第3号
平成31年4月1日水管規程第2号

多治見市水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、多治見市水道事業給水条例（昭和33年条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「中止」とは止水栓により給水を遮断し、量水器を撤去することをいい、「廃止」とは給水装置の撤去をいう。

(代理人等の届出)

第3条 条例第5条の規定による代理人の選定又は変更の届出は、別記第1号様式による。

2 条例第6条第1項の規定による管理人の選定又は変更の届出は、別記第2号様式による。

第4条 削除

(給水装置の新設等の工事の申込み)

第5条 条例第12条の規定による工事の申込みは、別記第4号様式による。

(他人の所有物件の使用)

第6条 他人の給水管から分岐し、又は他人の土地を通過する給水装置の工事を申し込むときは、当該給水管の所有者若しくは使用者又は当該土地の所有者若しくはその利害関係人の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置を設置した場合において、前項の給水管の所有者又は土地の所有者が、給水管の位置を変更し、又は撤去しようとするときは、あらかじめその旨を分岐引用者又は当該土地を通過する給水装置の使用者に通知しなければならない。

(市以外の者が施行する工事)

第7条 条例第13条第1項ただし書の規定により、工事を申込者側で施行しようとするときは、申込者は、別記第4号様式を管理者に提出し管理者の承認を受けなければならない。ただし、修繕工事で緊急を要するものとして管理者が認めたときは、給水装置工事申込書の提出を省略することがで

きる。

（給水装置の構造及び材質）

第8条 条例第14条第1項に規定する給水管及び給水用具の構造及び材質は、公益財団法人給水工事技術振興財団が定める給水装置の構造及び材質の基準によることとする。この場合において、当該基準の適用に関する細目は、管理者が別に定める。

2 条例第14条第2項に規定する工法、工期その他の工事上の条件は、公益財団法人給水工事技術振興財団が定める給水装置の構造及び材質の基準による。

（給水装置の検査）

第9条 給水装置工事の申込者は、条例第13条第1項ただし書の規定により申込者側で給水装置工事を施行したときは、配水管から分岐して給水管を設置する部分の工事完了後にあっては給水装置工事中間検査を、それ以外の工事完了後にあっては同条第2項に規定する給水装置工事竣工検査を受けるため、速やかに第5号様式に第4号様式を添えて管理者に提出し、検査を受けなければならない。

2 給水装置工事の申込者は、検査の結果給水装置の構造及び材質が前条第1項に規定する基準若しくは水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に規定する基準に適合しないものとして、又は給水装置及び配水管に給水管を取り付ける工事並びに当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件が前条第2項に規定する基準に適合しないものとして改修を要求されたときは、当該給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に改修を行わせ、改めて管理者の検査を受けなければならない。

（工事費の算出）

第10条 条例第16条第3項に規定する工事費の算出方法は、管理者が別に定める給水工事資材単価表等により算出する。

（分納することができる工事費）

第11条 条例第17条第3項の規定による工事費の分納は、次の各号のいずれかに該当するものに限りできるものとする。

（1） 当該給水装置の工事を市が施行するもので、工事費の概算額が20万円以上のもの

（2） その他管理者が特に必要と認めたもの

（分納申請書）

第12条 条例第17条第3項の規定による分納の申請は、別記第6号様式による。

2 前項の申請書は、2通提出しなければならない。

（分納の方法）

第13条 条例第17条第4項の規定による工事費の分納回数は、10回以内とし、納入方法は、月賦払とする。

2 前項の月賦払における1回の納入額は、工事費の概算額に年7.3パーセントの割合で計算した利子を加算して、分納回数で除した額とする。

3 工事は、第1回分の分納金の納入後に着工する。

4 工事費の納入期日は、納入通知書の発行の日から10日以内とする。

（給水装置破損等の場合の分納金）

第14条 工事費の分納が完了する前に給水装置の全部若しくは一部を破損し、又は滅失した場合であっても、未納の分納金は、全額納入しなければならない。

（分納金の未納の場合の措置）

第15条 前条に規定する分納金を指定納入期日までに納入しないときは、管理者は当該給水装置を撤去することができる。

2 前項の場合においては、その撤去した給水装置又はその材料を処分して未納分納金に充当し、不足があるときは追徴する。

（量水器の設置場所）

第16条 量水器の設置場所には、その点検を妨げる物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

（量水器の設置場所の変更）

第17条 給水装置の所有者又は使用者（以下「使用者等」という。）が量水器の設置場所を変更しようとするときは、管理者に申し出なければならない。

2 前項の場合において、新設置場所の選定は管理者が行い、工事費は申込者の負担とする。

（給水装置の使用の開始等の申込み）

第18条 給水装置の使用を開始、又は中止しようとするときは、開始又は中止しようとする日前3日までに別記第7号様式（給水装置工事の検査と同時に給水装置の使用を開始、中止又は廃止しようとするときは、別記第5号様式）により管理者に申し込まなければならない。

2 前項の場合において、給水装置の所有者以外の者が申込みをするときは、当該給水装置の所有者又はその代理人の同意を得なければならない。

（消火栓の使用）

第19条 条例第22条の規定により私設消火栓を使用するときは、使用の日の前日までに別記第8号様式により管理者に届け出なければならない。

（給水装置の所有者等の異動）

第20条 使用者等を変更しようとするときは、変更しようとする日前3日までに別記第7号様式（給水装置工事の検査と同時に使用者等の変更をしようとするときは、別記第5号様式）により管理者に届け出なければならない。

（検査の請求）

第21条 条例第24条第1項の規定による給水装置又は水質の検査の請求は、別記第9号様式による。

（共同専用給水装置の認定申請等）

第22条 条例第26条の2第1項の規定による申請は、別記第10号様式による。

2 管理者は、前項の申請に基づき共同専用給水装置を認定したときは、当該共同住宅における世帯数を決定し、その旨を別記第11号様式により管理人に通知するものとする。

3 管理者は、前項の規定により認定した共同住宅における毎年度の世帯数を毎年5月10日までに決定し、その旨を別記第11号様式により管理人に通知するものとする。

4 前2項の規定により決定した世帯数は、給水装置の増設、改造又は撤去等による場合を除き、当該年度の中途においては変更しないものとする。

5 管理人は、世帯数を変更しようとするときは、当該年度の4月10日までに別記第12号様式により申請しなければならない。

（共用給水装置使用者に対するかぎの交付）

第23条 共用給水装置使用者には、かぎを交付する。

2 前項の使用者が給水装置を使用しなくなったときは、速やかにかぎを管理者に返納しなければならない。

（使用水量の認定）

第24条 条例第28条の規定による使用水量の認定は、前4の使用月における使用水量その他の事実を勘案して行う。

（軽減又は免除の申請）

第25条 条例第33条の規定により軽減又は免除を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、別記第13号様式により管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、次条又は第27条の規定により分担金、手数料又は料金を軽減又は免除したときは、別記第14号様式により減免申請者に通知するものとする。

（分担金及び手数料の軽減又は免除）

第26条 次に定める給水装置に係る分担金及び手数料については、当該分担金及び手数料を免除することができる。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護家庭に係る口径13ミリメートル以下の家事用給水装置

（2）災害に伴う仮設住宅の家事用給水装置

2 次に定める給水装置の分担金については、当該分担金の100分の20に相当する額を軽減することができる。

（1）公園、遊園地又はこれらに類する施設で、無料で使用に供する施設の給水装置

（2）公民館、集会所又はこれらに類する施設で、無料で使用に供する施設の給水装置

（料金の軽減又は免除）

第27条 条例第33条の規定による料金の軽減又は免除は、次に掲げるところによる。

- (1) 給水装置の破損又は腐食等不可抗力により漏水した場合で、地下又は壁の中等漏水の発見が困難な箇所から漏水したものについては、漏水修理が完了した日の属する計量期間に含まれる2の使用月及びその直前の計量期間に含まれる2の使用月のうち使用水量が多い計量期間に含まれる2の使用月の各使用月を漏水した月（以下「漏水月」という。）と認定し、各漏水月の使用水量から当該漏水月が属する計量期間前4の使用月の使用水量の平均（1立方メートル未満の端数は、切り捨てる。以下「平均使用水量」という。）を控除した水量（以下「漏水量」という。）が平均使用水量の4分の1以上の場合（漏水量が5立方メートル未満の場合を除く。）又は15立方メートル以上の場合、各漏水月において漏水量の2分の1の水量（1立方メートル未満の端数は、切り上げる。）について料金を免除することができる。
- (2) 給水装置の破損、腐食等不可抗力により漏水した場合で、前号の規定によることが適当でないと管理者が認めたときは、前号の規定にかかわらず、特に管理者が認めた水量について料金を免除することができる。
- (3) 給水装置に類するもので、その構造及び材質が政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合したものについては、前2号の規定を準用する。
- (4) 災害により管理者が特に必要と認めた場合は、料金を軽減又は免除することができる。

（給水装置の検査等）

第28条 条例第34条第1項の規定により給水装置の検査又は量水器の点検のため、水道関係職員が使用者の居宅内に立ち入るときは、身分証明証を携帯しなければならない。

（給水停止処分）

第29条 条例第35条又は第36条の規定により給水を停止するときは、あらかじめ使用者にこれを通知する。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の届出）

第30条 条例第40条第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道を新たに設置した者は、貯水槽水道設置届出書（別記第15号様式）により管理者に届け出るものとする。

2 設置者は、前項の届出の内容に変更のあった場合は、貯水槽水道変更届（別記第16号様式）により管理者に届け出るものとする。

3 設置者は、前2項の届出に係る簡易専用水道以外の貯水槽水道を廃止する場合は、貯水槽水道廃止届（別記第17号様式）により管理者に届け出るものとする。

（簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等）

第31条 条例第40条第2項に規定する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、次に掲げる基準に従い管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。

イ 有害物、汚水等によって水槽の水が汚染されるのを防止するため、水槽の点検等必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号に規定する管理に関し、1年以内ごとに1回、定期的に、水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者による給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

（検査結果の報告）

第32条 設置者は、条例第40条第3項に規定する報告を、前条第2号に規定する水質検査の検査結果報告書を受領後、その写しを速やかに管理者に提出することにより行うものとする。

（その他）

第33条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

- 2 この規程の施行の際、多治見市水道事業給水条例施行規則（昭和40年規則第10号）の規定によりなされた処分又は申請等は、この規程によりなされたものとみなす。
- 3 笠原町の編入の日前に、笠原町水道事業給水条例施行規則（平成10年笠原町規則第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
 - 附 則（平成9年9月26日水管規程第8号）
この規程は、平成9年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成10年3月9日水管規程第2号）
この規程は、平成10年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成11年3月8日水管規程第15号）
この規程は、平成11年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成11年11月5日水管規程第17号）
- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の多治見市水道事業給水条例施行規程第27条第1号から第3号までの規定は、平成11年11月分に係る料金の減免から適用する。
 - 附 則（平成12年3月31日水管規程第6号）
この規程は、平成12年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成12年10月4日水管規程第12号）
この規程は、平成12年10月4日から施行し、改正後の第27条第6号の規定は、同年9月11日から適用する。
 - 附 則（平成14年3月8日水管規程第15号）
この規程は、平成14年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成14年12月18日水管規程第13号）
- 1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に設置している簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、この規程の施行後6月以内に、第30条第1項に規定する届出を市長に提出するものとする。
 - 附 則（平成16年1月5日水管規程第17号）
- 1 この規程は、平成16年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第27条の規定は、施行日以後に軽減又は免除の申請をした者に係る料金の軽減又は免除から適用する。
 - 附 則（平成16年10月1日水管規程第10号）
この規程は、平成16年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成16年12月21日水管規程第15号）
- 1 この規程は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の多治見市水道事業給水条例施行規程（中略）による申請書の様式は、施行日以後に届け出た申請から適用し、施行日前に届け出た申請については、なお従前の例による。
 - 附 則（平成17年1月5日水管規程第19号）
- 1 この規程は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第25条及び第26条第1項の規定は、施行日以後に軽減又は免除の申請をした者に係る分担金及び手数料の軽減又は免除から適用する。
 - 附 則（平成17年11月22日水管規程第12号）
この規程は、平成18年1月23日から施行する。
 - 附 則（平成19年3月30日水管規程第7号）
- 1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第27条の規定は、施行日以後の検針に係る水道料金から適用し、同日前の検針に係る水道料金については、なお従前の例による。
 - 附 則（平成21年9月25日水管規程第3号）
この規程は、平成21年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成22年12月13日水管規程第5号）
この規程は、平成23年1月1日から施行する。
 - 附 則（平成23年9月9日水管規程第4号）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成27年6月18日水管規程第8号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年2月2日水管規程第1号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月5日水管規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、平成30年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の第24条の規定は、施行日以後の最初の定例日の翌日以後の使用に係る使用水量の認定から適用し、同日前までの使用に係る使用水量の認定については、なお従前の例による。ただし、平成30年8月以前の定例日に計量する使用水量の認定については、改正後の第24条中「前4の使用月」とあるのは「前3の使用月」と読み替えて適用するものとする。

3 この規程による改正後の第27条第1号並びに別記第13号様式及び別記第14号様式の規定は、施行日以後の最初の定例日の翌日以後の使用に係る料金の軽減又は免除から適用し、同日前までの使用に係る料金の軽減又は免除については、なお従前の例による。ただし、平成30年5月又は同年6月に計量する計量期間内に漏水修理を完了した場合については、漏水修理を完了した計量期間に含まれる2の使用月のうちの最初の使用月の使用水量と当該計量期間の直前の使用月の使用水量を比較して、当該計量期間の直前の使用月の使用水量の方が多い場合には、その使用月を漏水月とみなして改正前の第27条第1号並びに別記第13号様式及び別記第14号様式の規定を適用するものとする。

附 則（平成31年4月1日水管規程第2号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

第2号様式（1）（第3条関係）

第2号様式（2）（第3条関係）

第3号様式 削除

第4号様式（第5条、第6条、第7条、第9条関係）その1

第5号様式（第9条、第18条、第20条関係）

第6号様式（第12条関係）

第7号様式（第18条、第20条関係）

第8号様式（第19条関係）

第9号様式（第21条関係）

第10号様式（第22条関係）

第11号様式（第22条関係）

第12号様式（第22条関係）

第13号様式（第25条関係）

第14号様式（第25条関係）

第15号様式（第30条関係）

第16号様式（第30条関係）

第17号様式（第30条関係）